

7. 駐車場関係

※毎年5月の駐車場の抽選に関しては、別途、資料が配布されます。

○駐車場運営細則

○駐車場利用規則

・書式 7-1 駐車場利用申込書

・書式 7-3 駐車場委任状

○駐車場契約細則

○駐車料金の額の決定に関する件（駐車場契約細則別紙）

・書式 7-4 自動車登録申請書等

・書式 7-5 駐車場契約の解約届等

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

駐車場運営細則

(総則)

第1条 この細則は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約（以下「規約」という。）第15条の規定により、組合員及び組合員が所有する住宅に居住する者（以下「組合員等」という。）の共同の利便に供する駐車場の使用及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の制限)

第2条 駐車場を利用できる者は、組合員等に限るものとし、駐車できる車輛は、原則として、組合員等の所有する自動車（以下「自動車」という。）に限るものとする。

- 2 駐車場を利用できる自動車の種類は、乗用車又は貨物兼用乗用車とする。
- 3 駐車場の利用台数は、原則として住宅1戸につき1台に限るものとする。
- 4 駐車場利用辞退者の空き台数の一部は、当住宅への来客用駐車場として利用できるものとする。

(利用申込)

第3条 駐車場の利用を申し込む者は、駐車場契約細則を承諾の上、別に定める「駐車場利用申込書」（書式 7-1 駐車場利用申込書）に必要事項を記載の上、書面または電磁的方法により理事長に提出するものとする。尚、第2条第3項の制限を超えて複数台数の利用を希望する者、中小型駐車場に収納できる車両で大型駐車場の利用を希望する者、及び駐車場の上段（または中段）にしか駐車できない車両の利用を申し込む者は、第3条の2を承諾の上、申し込むものとする。

(念書規定)

第3条の2 駐車場の複数利用申込：駐車場契約細則第2条に定める契約期間にかかわらず、サザンヒル八事住宅管理組合から、契約解除の依頼があった場合は、1ヶ月以内に当該駐車場を空けて返還すること。

- 2 中小型駐車場に駐車できる車両の大型駐車場への利用申込：大型用

駐車場が不足した場合で、サザンヒル八事分譲住宅管理組合から中小型車専用駐車場へ変更の依頼があった場合は、1ヶ月以内の駐車位置の変更に協力すること。

- 3 車高が高く上段（または中段）以外は使用できない車の利用申込：もし自動車の収納できる駐車位置が利用できない場合は、自ら他の駐車場を手当てすること。
- 4 前項に関わらず、自分の希望する駐車階（上段、中段）を抽選により申し込みできなかった場合は、掲示板やホームページ等で交代者を募ることができる。但し、その交代は無償とする。

（申込の審査・抽選）

- 第4条 理事長は、前条の定めにより駐車場の利用申込みを受けたときは、理事会においてその申込書の審査を行い、抽選その他理事会の定める方法により利用者を決定し、その結果を書面または電磁的方法により通知する。
- 2 毎年4月頃から開始する駐車位置入替のための駐車場の利用募集及び抽選会に関しては、理事会がその内容及び抽選方法等を決定の上、書面及び電磁的な方法で組合員等に通知する。駐車場利用を希望する者で抽選会に参加できない組合員等は、駐車位置の申込／選択を理事長に委任することができる（書式 7-3 駐車場委任状）。

（駐車場契約・管理）

- 第5条 理事長が、第4条の規定により駐車場の利用者を新規に決定したとき、当該利用者と駐車場契約細則に定める駐車場契約（以下「契約」という。）を締結したものとみなす。また、契約している車輛・駐車位置に変更があった場合には、申請／届出に基づき当該利用者との契約を変更したものとみなす。詳細は駐車場契約細則に定める。
- 2 契約の期間及び駐車位置は、組合員等の駐車場利用の均衡を勘案して理事会が決定し、又は変更することができるものとする。

第6条（削除）

第7条（削除）

(駐車料金の決定又は改定)

第8条 駐車料金は、土地使用料、施設償却費、修繕費、管理事務費、その他必要な経費をそれぞれ勘案し、総会の決議により決定又は改定することができるものとする。

第9条 (削除)

第9条の2 (削除)

(利用規則)

第10条 組合員等は、善良な管理者の注意をもって駐車場を利用するものとし、別に定める駐車場利用規則を遵守しなければならない。

(利用申込・抽選・管理・契約等)

第11条 この細則に定める自動車駐車場の利用申込・抽選・管理・必要な書式等、駐車場利用規則及び駐車場契約細則について、電磁的なものも含めて、理事会が決定し、又は変更することができるものとする。

(機械式駐車場の維持管理)

第12条 理事長は、機械式駐車場の円滑な稼動を維持及び管理するために、別に定める「保守点検契約」により、その業務を他に委託するものとする。

(駐車場の使用及び運営に係る業務の委託)

第13条 理事長は、駐車場の使用及び運営に係る業務並びに駐車料金の徴収及び保管に係る業務を別に定めるところにより、他に委託できるものとする。

(来客用駐車場の確保)

第14条 理事長は、来客用駐車場の位置を公示するものとする。なお、辞退者が将来利用を必要とした時は、それを保証するものとする。

2 理事長は、この駐車料金を管理費から支出する。

3 来客のため来客用駐車場を利用する組合員等は、善良な管理者の注意

をもって利用し、同様の注意を来客にも促すものとする。

- 4 理事長は、来客用駐車場の運営管理について、公平性が保持されるよう努めなければならない。また、不正な利用があった場合は、勧告その他必要な措置をとることができる。

（地区外駐車場の確保）

- 第15条 利用者の実態を勘案し、「機械式駐車場規格外寸法車両」と「2台目以上所有車両」の駐車場として地区外駐車場の確保（契約）について、理事会で決定することができるものとする。
- 2 前項の決定があった時は、組合員に対し契約予定期日の1か月前までに公示しなければならない。また、次の総会で報告しなければならない。
- 3 地区外駐車場の料金は、地主との契約額、維持管理費等諸経費を勘案して、独立採算を原則として決定するものとする。

（地区外駐車場の維持管理）

- 第16条 地区外駐車場利用者は、善良な管理者の注意をもって駐車場を利用するものとし、現地の維持及び管理の実務は、利用者相互で行うものとする。
- 2 前項の実務を円滑に行うために、利用者の互選により、責任者を選出し、理事長に報告するものとする。

（附則）

- この細則は、平成4年5月29日から施行する。
- この細則は、平成5年5月30日から施行する。
- この細則は、平成14年5月12日から施行する。
- この細則は、令和5年5月21日から施行する。
- この細則は、令和6年11月17日から施行する。

駐車場利用規則

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. マンション敷地内においては、騒音防止に努め、特に夜間にあつてはヘッド・ライトを減光し、徐行運転に努めること。
2. 駐車場には必ず後進で入り、タイヤが車輪止の間にあることを確認のうえ駐車すること。
3. 駐車位置が中段または下段の場合、車の出入が終わったら必ずパレットを再下降させること。
4. 駐車場には原則として契約車以外の車を入れないこと。特に規格外の車は絶対に入れないこと。
5. 駐車場に引火物・危険物を持ち込まず、周辺の整理整頓に努めること。
6. 自動車内に貴重品等を放置せず、自動車から離れるときにはかならず施錠すること。
7. 当組合が行うマンション内不法駐車 of 排除に積極的に協力すること。
8. 駐車場には、いかなる工作物も架設または設置しないこと。
9. 来客用駐車場の利用に際しては臨時駐車証の掲示に協力すること。
10. 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。

(附則)

この規則は平成 26 年 5 月 18 日から施行する。

この規則は令和 6 年 1 月 17 日から施行する。

(このページはブランクです)

駐車場利用申込書

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合理事長 殿

サザンヒル八事分譲住宅駐車場利用規則を遵守することを誓い、車検証の写しを添えて駐車場利用申込みをします。

申込者

住所： 号棟 号室 氏名：

連絡先：

メールアドレスの場合パソコンからのメールを受け取る（電話会社や gmail, yahoo などの）ものをご記入ください。

希望の駐車場 No. に ○をつけてください			申込みをされる番号の欄に 車のサイズ等を記入してください			
No.	駐車場種類	所有する車種	全長 (cm)	車幅 (cm)	車高 (cm)	車両重量 (kg)
1	大型駐車場	大型車				
2	大型駐車場	中小型車				
3	中小型駐車場	中小型車				

注1) 駐車場を希望する車両ごとに必要な枚数をコピーして提出してください。

注2) 中小型車の所有者で大型駐車場を希望された方に

大型駐車場の希望者が83名を超える時は、中小型駐車場へ変更していただきます。

注3) 大型および中小型駐車場の車両規格： 所有する車種を確認願います。

		全長	車幅	車高	重量
大型車用	上段	520 cm 以下	205 cm 以下	210 cm 以下	2,300 kg 以下
	中段	520 cm 以下	205 cm 以下	170 cm 以下	2,300 kg 以下
	下段	520 cm 以下	205 cm 以下	155 cm 以下	2,300 kg 以下
中・小型車用	上段	485 cm 以下	185 cm 以下	210 cm 以下	2,000 kg 以下
	中段	485 cm 以下	185 cm 以下	170 cm 以下	2,000 kg 以下
	下段	485 cm 以下	185 cm 以下	155 cm 以下	2,000 kg 以下

注意：大型・中小型にかかわらず駐車場操作ボックスに記してあるF値・R値にご注意ください。

＊F値(後輪の車軸より前の長さ) 大型車用: 399cm 以下、中小型用: 374cm 以下

＊R値(後輪の車軸より後ろの長さ) 大型車用: 127cm 以下、中小型用: 117cm 以下

駐車場委任状

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

私は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合理事長を代理人と定め、
_____年____月____日の自動車駐車場の位置決めに委任します。

以 上

注1) この委任状を提出された場合は、当日、駐車場の位置決めに出席されても位置決めには参加できません。

注2) 抽選後の残りのスペースの中から管理組合の指定した位置となります。ご了承ください。

_____年____月____日

_____号棟_____号室

氏 名_____

連絡先_____

駐車場契約細則

サザンヒル八事分譲住宅管理組合を甲とし、サザンヒル八事分譲住宅居住者の内、自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の利用を希望する者を乙とします。乙は、駐車場の利用申込により駐車位置が確定した場合に、以下を契約条件とする甲との駐車場契約を締結したものとします。

(契約自動車と駐車位置)

第1条 乙が甲の駐車場に駐車できる自動車（以下「契約自動車」という。）

は、自動車登録（変更）申請書（書式 7-4 自動車登録申請書等）または電磁的な方法による申込に記載された自動車とします。但し、その自動車は、別紙「駐車料金と駐車可能な自動車規格」の規格に従うものとします。

2 乙は、継続して駐車場の利用を希望する場合、甲が毎年5月に開催する駐車場抽選会に合わせて、駐車場の利用を申し込む必要があります。

3 乙の自動車の駐車位置は、原則として抽選によって決まった位置とします。但し、抽選終了後空いている駐車位置があり、他に利用希望者がいない場合は、この限りではありません。

4 乙は、契約期間中に契約自動車を変更しようとするときは、自動車登録（変更）申請書（書式 7-4 自動車登録申請書等）または電磁的な方法によって申請し、事前に甲の承諾を得なければなりません。

5 乙は、契約期間中に第3項により他の駐車位置を確保できた場合は、駐車位置の変更届（書式 7-4 自動車登録申請書等）または電磁的な方法によって届け出る必要があります。

(駐車場利用証明書の発行)

第1条の2 甲は、乙の申請（書式 7-4 自動車登録申請等）により、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）に基づき、「自動車の保管場所の確保の証明書」を発行するものとします。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとします。

2 第1条2項の抽選会に参加する場合を除き、6月1日の翌日から翌年5月31日までの間の利用申し込みは、その駐車位置確定日から契約が開始するものとします。

(利用料金)

第3条 駐車場の利用料金（以下「利用料金」という。）は、甲乙間で抽選等により確定した駐車位置に対する別紙「駐車料金と駐車可能な自動車規格」に記載された金額とします。

(利用料金の改定)

第4条 サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約（以下、規約）第15条の規定に基づく「駐車場運営細則」第8条により、利用料金の改定について、管理組合の総会で決議された場合は、利用料金を改定するものとします。

(利用料金の支払義務)

第5条 乙の利用料金の支払義務は、本契約の開始日から発生するものとします。

- 2 契約の開始の日の属する月又は契約終了日の属する月における駐車場の利用期間が1か月に満たないときの利用料金は、日割り計算した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとします。
- 3 乙は、継続利用の場合を除き、この契約締結と同時に本契約の開始日の属する月の利用料金を甲に支払います。その後は継続利用の場合も含めて、毎月25日までに当月分を甲の定める方法により甲に支払うものとします。
- 4 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、利用料金の全部又は一部の支払を遅延したときは、規約第62第3項に定める遅延利息等を甲に支払わなければなりません。

(利用上の義務)

第6条 乙は、駐車場の利用に際し、別に定める駐車場運営細則、駐車場利用規則及び甲の指示を遵守しなければなりません。

(工作等の禁止)

第7条 乙は、駐車場内の設備及び敷地に一切の工作を行ってはなりません。

- 2 乙は、駐車場内に契約した自動車以外の一切の物品等を保管・放置してはなりません。

(乙の損害賠償義務)

第8条 乙又は契約自動車の運転者その他乙の関係者が故意又は過失によ

り、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければなりません。

(甲に対する通知)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を文書により甲に通知しなければなりません。

- 一 乙が、姓名を変更したとき（書式 7-4 自動車登録申請書等）。
- 二 乙が、同居家族の中で契約者を変更するとき（書式 7-4 自動車登録申請書等）。
- 三 乙が、駐車場を14日以上利用しないとき（使用休止届、書式 7-5 駐車契約の解約届等）。

(乙の免責)

第10条 乙が駐車場の利用により被った損害については、甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は一切その責めを負いません。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 乙は、駐車場を転貸し、又はこの契約上の権利を譲渡してはなりません。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで直ちにこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- 一 駐車場の利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用しているとき。
- 二 利用料金を3か月以上滞納したとき。
- 三 乙が正当な理由なく契約自動車の駐車以外の目的をもって駐車場を利用したとき。
- 四 長期不在などにより駐車場の利用を継続する意思がないと甲が認めたとき。
- 五 サザンヒル八事分譲住宅を退去したとき。
- 六 その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶したときは直ちに、駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(解約と使用休止)

第13条 乙は、この契約期間中に解約しようとするときは、甲の定める解約届（書式 7-5 駐車場契約の解約届等）を甲に提出するものとし、その解約届に記載された解約日をもって、この契約は解除されるものとします。

2 乙が解約届または使用休止届（書式 7-5 駐車場契約の解約届等）を甲に提出しないで駐車場を利用しなくなった場合には、甲が乙の利用しなくなった事実を知った日の翌日から14日をもってこの契約は解除されるものとします。但し、使用休止届は正当な理由の無い限り3か月を上限とします。

(駐車場の明け渡し)

第14条 前条の解約又は第2条によりこの契約が終了したときは、乙が契約終了日の翌日午前中までに駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(不正利用による損害賠償)

第15条 乙が第12条第2項又は前条の駐車場明け渡し義務を怠ったときは、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで利用料金相当額の3倍の損害賠償金を甲に支払わなければなりません。

(保守点検等の際の協力義務)

第16条 乙は、甲が駐車場の保守点検又は改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければなりません。

(附則)

第1条 この細則は令和6年11月17日から施行します。

(既存駐車契約書)

第2条 本細則施行までに締結され、その時点で有効な自動車駐車契約書は、契約居住者を乙として全てこの細則に置き換わるものとします。

別紙 駐車料金と駐車可能な自動車規格

サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約に係る「駐車場運営細則」第 8 条に基づき平成 20 年 6 月 1 日から一台の駐車料金の額を次のとおりとする。併せて、駐車可能な自動車の規格を定める。

1 機械式駐車場

大型車用

(全長 520cm 以下、車幅 205cm 以下、重量 2,300kg 以下)

上段 10,000 円/月、車高 : 210cm 以下

中段 8,500 円/月、車高 : 170cm 以下

下段 6,000 円/月、車高 : 155cm 以下

中・小型車用

(全長 485cm 以下、車幅 185cm 以下、重量 2,000kg 以下)

上段 8,400 円/月、車高 : 210cm 以下

中段 6,900 円/月、車高 : 170cm 以下

下段 4,400 円/月、車高 : 155cm 以下

(このページはブランクです)

- ☐ 自動車登録（変更）申請書
☐ 保管場所使用承諾証明書申請書
☐ 駐車場契約者姓名変更届 #
☐ 駐車位置の変更届

（相応しいものの□をチェックしてください）

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合

理事長 殿

号棟 号室

氏 名 _____

連絡先 _____

駐車場契約について下記の通り申請／お届けします。また、保管場所使用承諾証明書の発行をお願いします。

記

以下の部分で新規／変更となる部分のみを記入してください。

変更前契約者氏名			変更後契約者氏名		
変更前車種（名）			変更前車両登録番号		
自動車 新規／ 変更後	車種（名）		車両登録番号		
	型・年式		ボディーカラー		
	全長 cm※		全幅 cm※		
	全高 cm※		車両重量 kg※		
変更前駐車位置			変更後駐車位置		
移動予定年月日		受付年月日・受付印		印	

添付資料：新しい車の車検証の写し、車検証が無い場合は※外寸・車両重量の分かるカタログの写し。新規の利用申請及び契約者変更の場合で、新たに口座振替を開始する場合は、口座振替依頼書を添付してください。

注. 新車や車両登録番号が変更となる場合は、まず記載した本書式を提出し、受付印を押したものを受取、納車後、改めて、車検証の写しと共に車両登録番号を記載し本書式を再提出してください。

契約者ご本人の姓名が変更となった場合にご利用ください。売買、賃貸借契約等により契約者が変わる場合には利用できません。

以 上

- ☐ 駐車場契約の解約届
- ☐ 駐車場契約の使用休止届（14 日以上）
- (相応しいものの☐をチェックしてください)

年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

号棟 号室

氏 名 _____
連絡先 _____

駐車場契約について下記の通り解約／使用休止をいたくお届けします。

記

解約日・使用休止開始日		使用休止終了予定日	
利用駐車位置		解約・使用休止理由	
(最終) 駐車料金払込	月分 月 日	銀行	支店払込
備考 (理由等の補足)			

注. この届を提出されるときは、銀行通帳（若しくは銀行口座が分かるもの）をご持参ください。尚、転居の場合は、転居届の提出をお願いします。また、使用休止の場合でも、駐車料金は継続して支払って頂く必要があります。 予めご了承の程をお願いします。

備考

取扱者

以 上